

令和6年度
浄化槽設置費補助金

申請の手引き

野木町 町民生活部 生活環境課

目次

1. おねがい	……1
2. 補助制度の概要	……2
(1)補助金の予算額	……2
(2)対象区域	……2
(3)補助対象事業	……2
(4)補助対象者	……3
(5)補助対象事業の定義	……4
3. 補助金申請の流れ	……5
4. 申請書の提出	
(1)申請の条件	……6
(2)申請時の注意	……6
(3)申請書類	……7
(4)申請書の記入方法・注意点	……7
(5)添付書類	……8
5. 補助金交付決定通知書の送付	……13
6. 中間検査	……13

7. 実績報告書	
(1) 報告期間	……13
(2) 報告書類	……13
(3) 実績報告書の記入方法・注意点	……14
(4) 添付書類	……14
8. 完了検査	……16
9. 補助金交付額確定通知書の送付	……17
10. 補助金の請求	……17
11. 変更承認申請書の提出	……17

1. おねがい

浄化槽設置費補助金を申請される皆様へ

この冊子は、令和6年度浄化槽設置費補助金の申請に関する手引書です。申請にあたっては、「野木町浄化槽設置費補助金交付要綱」を必ずご確認ください。

補助金の申請をされる方は、以下の注意事項をご確認された上で申請を行ってくださいますようお願いいたします。

【注意事項】

- ★補助金の受付は予算の範囲内です。補助額が予算額に達した時点で、補助金は終了いたします。
- ★申請書類の返却はできません。提出する書類は必ずコピーを取り、控えとして保管しておいてください。
- ★申請書類を記入するときは、摩擦で文字を消すことが出来る筆記用具(フリクションペンなど)は使用しないでください。
- ★以下の場合、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりすることがあります。
 - (1)不正な手段により補助金を受けたとき
 - (2)補助金を他の用途に使用したとき
 - (3)補助金交付の条件に違反したとき

2. 補助制度の概要

(1)補助金の予算額

6,290千円(62.9百万円)

※予算額は補助対象事業への補助額をすべて合計した総額であり、補助額が予算額に達した時点で補助金は終了となります。

(2)対象区域

以下の区域を除いた野木町内の区域が対象です。

- 公共下水道認可区域
- 地域し尿処理施設対象区域
- 農業集落排水処理施設対象区域
- 集合処理合併浄化槽が設置されている区域
- 市街化区域

(3)補助対象事業

住宅の新築に伴って浄化槽を新しく設置する場合は、①のみの申請となります。

転換の場合は、①+②+③または①+②+④での申請が可能です。

①浄化槽設置	補助額	
	浄化槽促進区域(※)	公共下水道計画区域
5人槽	332,000円	184,000円
7人槽	414,000円	228,000円
10人槽	548,000円	302,000円

	補助額	
	浄化槽促進区域(※)	公共下水道計画区域
②宅内配管工事	300,000円	166,000円
③単独処理浄化槽撤去	120,000円	66,000円
④くみ取り槽撤去	90,000円	50,000円

※浄化槽促進区域・・・対象区域のうち公共下水道計画区域を除いた区域のこと。

(4)補助対象者

対象区域内において、専用住宅に処理対象人員 10 人以下の浄化槽を設置しようとする者

(留意事項)

下記に示す場合は補助対象者に該当しません。

- 販売及び賃貸の目的で専用住宅を建築した及び建築しようとする場合
- 建築基準法に基づく確認または浄化槽法に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する場合
- 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない場合
- 町長が補助金を交付することが適当でないと認めた浄化槽を設置する場合
- 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合しない浄化槽を設置する場合

(5)補助対象事業の定義

①浄化槽

次のいずれにも該当するもの

ア 浄化槽法に規定する構造基準に適合していること。

イ し尿と雑排水を併せて処理すること。

ウ 生物化学的酸素要求量(BOD)除去率90%以上の機能を有すること。

エ 放流水の BOD が 20mg/L 以下の機能を有すること。

②単独処理浄化槽

浄化槽法の一部を改正する法律の規定により浄化槽とみなされたもの。

③くみとり槽

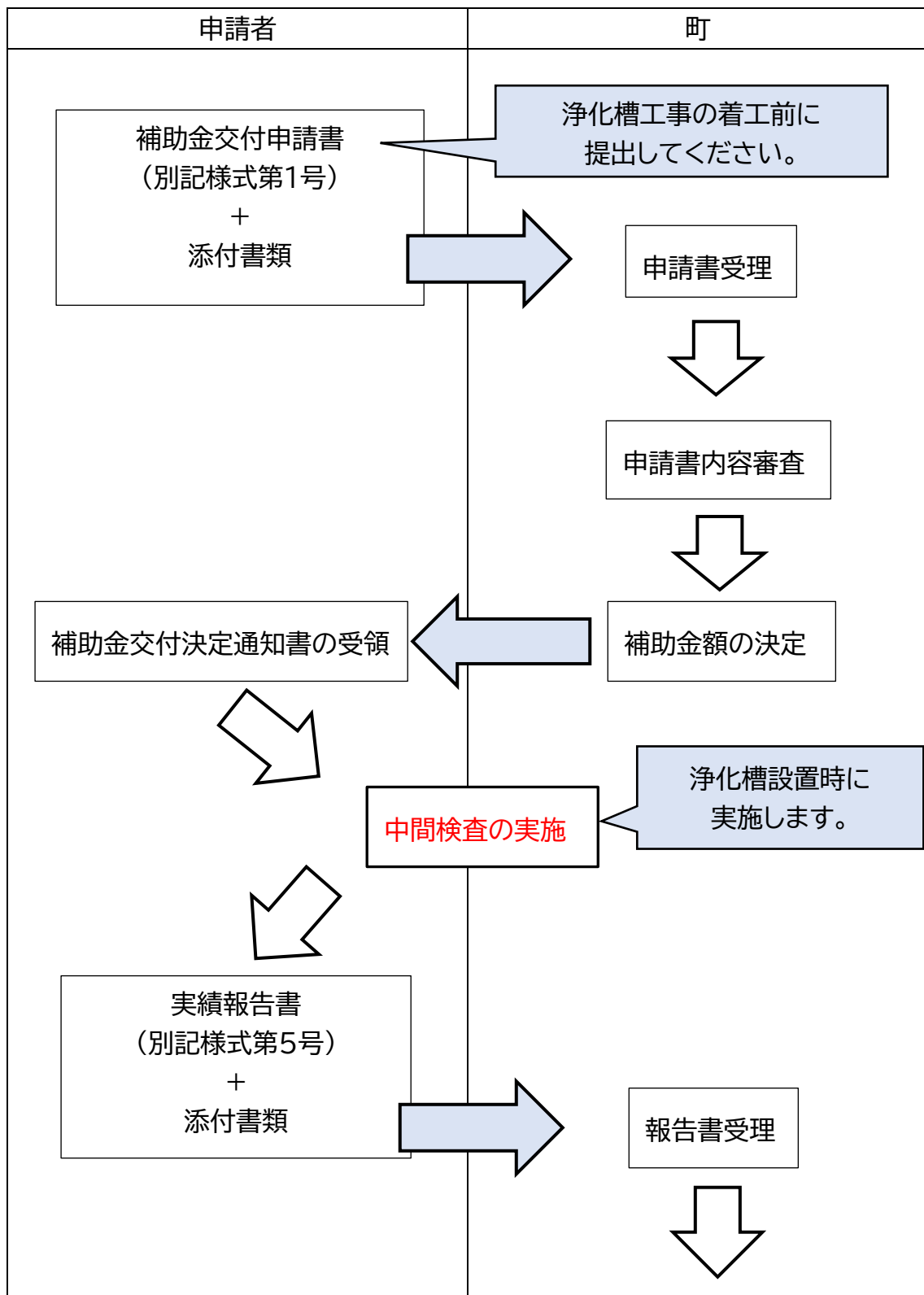
し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽のこと

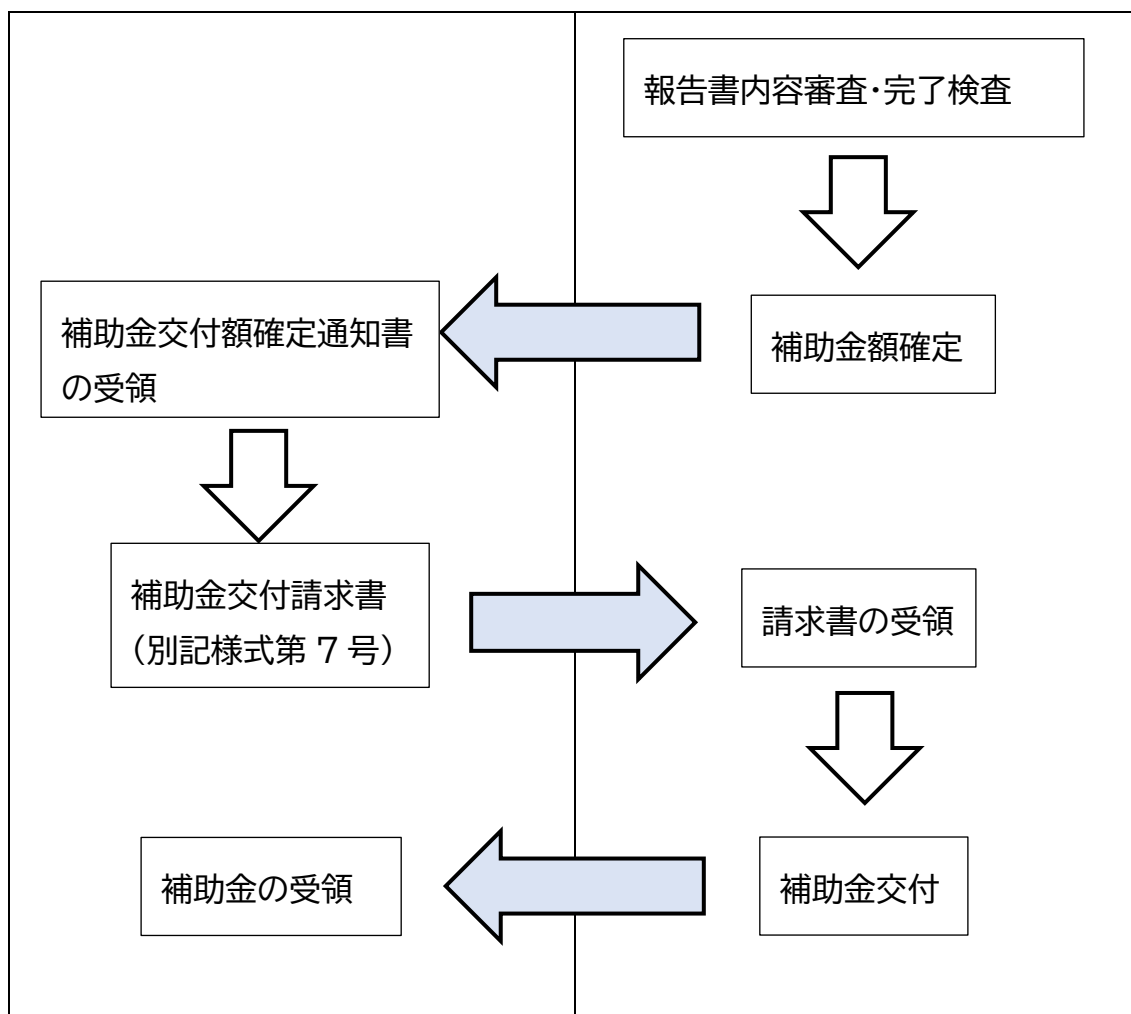
④転換

専用住宅に設置している単独処理浄化槽又はくみ取り槽を浄化槽に入替えること。

ただし、建築基準法の規定による確認を要する建築物の増築又は改築による入替えは除く。

3. 補助金申請の流れ





4. 申請書の提出

(1) 申請の条件

補助対象事業実施前に申請してください。(着工前申請です。)

(2) 申請時の注意(★は特にご注意ください。)


☆提出する書類は町が指定する申請書をお使いいただき、黒色のボールペンで記入してください。

☆申請書類に使う印は、認印は使用可能ですが、スタンプ印は使用不可です。

☆書類の受付時間は役場開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。

★書類の受付は窓口への持参又は郵送のみとします。

(3)申請書類

補助金交付申請書(別記様式第 1 号)

①建築確認済証の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
②環境保全に関する誓約書の写し
③法定検査依頼書の写し(法第 7 条関係)
④浄化槽の構造図
⑤登録証、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録証
⑥工事請負契約書の写し
⑦見積書の写し(転換の場合は、本体設置費、宅内配管工事費、単独処理浄化槽撤去費又はくみ取り槽撤去費がそれぞれ分かるように区分したもの)
⑧設置場所の案内図、配置図及び建物の平面図
⑨賃貸人の承諾書(専用住宅を借りている場合のみ)
⑩単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況を確認できる写真若しくは書類(転換の場合のみ)
⑪浄化槽設備士届出及び浄化槽設備士免状の写し
⑫その他町長が必要と認める書類

(4)申請書の記入方法・注意点

★申請日は、窓口を持参する場合は提出する日を、郵送の場合は発送日をご記入ください。

☆申請者個人の住所及び氏名をご記入ください。

★電話番号は日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

★内容審査に時間が掛かる場合がありますので、早めの申請をお願いします。

「申請金額」

浄化槽設置による補助金額、転換に伴う宅内配管工事費及び撤去費による補助金額を全て足した合計金額をご記入ください。

「設置場所」

浄化槽を設置する専用住宅の住所をご記入ください。

「放流先」

浄化槽で処理された放流水の放流先をご記入ください。

(留意事項)

放流先が「敷地内浸透」である場合、『野木町浄化槽指導要綱』及び『浄化槽放流水の敷地内処理に関する基準』に従ってください。

「予定工期」

工事請負契約書に記載された工期をご記入ください。

「施工者」

浄化槽工事業者の住所、氏名(または会社名と代表者名)、電話番号をご記入ください。

(5)添付書類

①建築確認済証の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し

【必要な理由】

設置場所に浄化槽を設置(もしくは転換)するか確認するため。

☆建築確認済証の写し

【必要な項目】

- 建築主名
- 建築場所
- 主要用途
- 工事種別
- 延べ面積
- 便所の種類

【留意事項】

浄化槽仕様書の提出も併せてお願いします。

☆浄化槽設置届出書の写し

【必要な項目】

- 設置者住所、氏名、電話番号
- 設置場所の地名地番

- 浄化槽の種類
- 処理対象人員
- 処理能力
- 放流先
- 工事を行う予定の浄化槽工事業者

【留意事項】

- 市町村受付印が押印された届出書の提出をお願いします。
- ※栃木県浄化槽協会の様式が利用できます。

②環境保全に関する誓約書の写し

【必要な理由】

- 浄化槽設置者(管理者)が水環境保全を行っていくことを担保するため。

【必要な項目】

- 浄化槽の種類
- 設置場所
- 浄化槽製造業者
- 浄化槽工事業者
- 浄化槽保守点検業者
- 浄化槽清掃業者
- 7条検査受検(予定)年月日、使用開始(予定)年月日

【留意点】

- 浄化槽設置者(管理者)は申請者と同一人物にしてください。
 - 業者が未定の場合は「未定」とご記入ください。
- ※栃木県浄化槽協会の様式が利用できます。

③法定検査依頼書の写し(法7条関係)

【添付する理由】

- 浄化槽法第7条に定める法定検査を受ける予定が確認するため。

【必要な項目】

- 設置者名住所
- 手続き代行者の住所、商号及び氏名、電話番号、FAX番号

- 設置場所
- 人槽
- 建築用途別番号
- メーカー、浄化槽型式

【留意点】

- 依頼者名と申請者は同一人物としてください。
- 手続代行者は施工者としてください。
- 領収書(写)に栃木県浄化槽協会の受付印が必要です。

④浄化槽の構造図

【添付する理由】

- 設置する浄化槽の構造を確認するため。

【留意点】

- 型式や型式適合認定番号が分かるようにしてください。
- ※各メーカー発行の「型式適合認定書別添仕様書及び図面」が便利です。

⑤登録証、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録証

☆登録証 登録浄化槽管理票(C票)

【添付する理由】

- 設置する浄化槽が国庫補助指針に適合するものであることを確認するため。

【留意点】

- 登録有効期間内の登録証をご提出ください。
- 設置者や工事業者等の記載内容に差異がないようにお願いします。

☆保証登録証

【添付する理由】

- 設置する浄化槽が浄化槽機能保証制度に基づき登録されたものであることを確認するため。

【留意点】

- 設置者や工事業者等の記載内容に差異がないようにお願いします。
- 栃木県浄化槽協会の登録確認及び証明印があるものをご提出ください。

⑥工事請負契約書の写し

【添付する理由】

実際に施工する予定があるのか確認するため。

【留意点】

契約書中の発注者(申請者)及び請負者(工事業者)等に差異がないようお願いいたします。

発注者及び請負者双方の記名・押印がある契約書をご提出ください。

⑦見積書の写し

【添付する理由】

実際に施工する予定があるのか確認するため。

工事請負契約書に記載している金額どおりか確認するため。

【留意点】

転換の場合は、本体設置費、宅内配管工事費、単独処理浄化槽撤去費又はくみ取り槽撤去費がそれぞれ分かるように区分してください。

⑧設置場所の案内図、配置図及び建物の平面図

☆設置場所の案内図、配置図

【添付する理由】

中間検査及び完了検査の際に、専用住宅の場所、浄化槽及び汚水桝の位置を確認するため。

【留意点】

案内図は設置する住宅の場所が分かるようにしてください。

配置図には浄化槽及び汚水桝の位置をご記入ください。

☆建物の平面図

【添付する理由】

汚水処理を必要とするトイレ、風呂、台所等の位置を確認するため。

【留意点】

住宅の全ての階層の平面図をご提出ください。

⑨賃貸人の承諾書

【添付する理由】

設置する住宅の賃貸人の承諾があるか確認するため。

【留意点】

住宅を賃貸している場合のみ必要です。

賃貸人の氏名、住所及び設置場所の住所、賃貸者の氏名を記載してください。

賃貸人の印が必要です。

⑩単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況を確認できる写真若しくは書類

【添付する理由】

設置する住宅に単独処理浄化槽又はくみ取り槽が実際に存在するか確認するため。

【留意点】

型式や型式適合認定番号が分かるものが望ましいです。

浄化槽もしくはくみ取り槽であることが分かるようにしてください。

⑪浄化槽設備士届出及び浄化槽設備士免状の写し

【添付する理由】

浄化槽工事業を行える浄化槽設備士の資格があるか確認するため。

【留意点】

届出には工事する設備士の写真を添付してください。

免状の氏名と届出に記載の設備士氏名は同一にしてください。

⑫その他町長が必要と認める書類

(1)浄化槽設置費補助金申請チェックシート

【添付する理由】

申請書類が不備なく揃っているかを申請者で確認していただくため。

【留意点】

チェック欄に確認がある。

申請時に該当しない項目には「/」等の記入がある。

5. 補助金交付決定通知書の送付

交付申請書の内容審査及び現地確認により、補助金交付の可否を決定します。

補助金の交付が認められた場合には、「補助金交付決定通知書」を申請者へ送付します。

なお、補助金の交付が認められない場合には、「補助金不交付通知書」を申請者へ送付します。

6. 中間検査

浄化槽設置工事の施行中、底版コンクリートを敷き浄化槽を据付する段階で町職員による中間検査を行います。日程を調整いたしますので、必ず事前にご連絡ください。

《検査項目の例》

- ・浄化槽の設置場所は申請図面と同じか。
- ・浄化槽の型式、型式適合認定番号は申請のあったものと同じか。
- ・浄化槽設備士が工事に立ち会っているか。

7. 実績報告書

(1) 報告期間

補助金に係る事業完了後(下表参照)30日以内又は3月31日までのいずれか早い日です。

事業完了日の基準
以下に示す日のうち最も遅い日
・工事完了日
・使用開始日
・費用領収日(領収書の日付)

(2) 報告書類

実績報告書(別記様式第5号)
+
①浄化槽使用開始報告書の写し

②浄化槽工事完了報告書の写し
③浄化槽保守点検業者との維持管理(保守点検及び法11条検査を含む。)に関する委託契約書の写し
④浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し
⑤設置工事費の領収書の写し(転換の場合は、本体設置費、宅内配管工事費、単独処理浄化槽撤去費又はくみ取り撤去費がそれぞれ分かるように区分したものの)
⑥工事状況を写した写真(転換の場合は、当該撤去工事に係る写真を含む。)
⑦その他町長が必要と認める書類

(3)実績報告書の記入方法・注意点

- ★報告日は、窓口を持参する場合は提出する日、郵送の場合は発送日をご記入ください。
- ☆補助対象者個人の住所及び氏名をご記入ください。
- ★電話は日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。
- ☆補助金交付決定通知書に記載されている、決定日及び文書番号をご記入ください。

「1 補助金交付決定額」

補助金交付決定通知書に記載されている金額をご記入ください。

「2 事業完了年月日」

「(1)報告期間」を参考に事業完了年月日をご記入ください。

(4)添付書類

①浄化槽使用開始報告書の写し

【必要な理由】

- 設置した浄化槽を実際に使用しているか確認するため。

【留意事項】

- 浄化槽管理者は、実績報告書の補助対象者と同一にしてください。
- 浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者を記載してください。
- 栃木県浄化槽協会の受付印があるものを提出してください。

②浄化槽工事完了報告書の写し

【必要な理由】

設置した浄化槽の工事が完了したことを確認するため。

【留意点】

浄化槽工事業者は、申請書の施工者と同一にしてください。

栃木県浄化槽協会受付印があるものをご提出ください。

③浄化槽保守点検業者との維持管理(法定点検及び法第11条検査を含む。)に関する委託契約書の写し

【添付する理由】

浄化槽法で定められている保守点検と法11条検査及び維持管理の予定があることを確認するため。

【留意点】

浄化槽管理者(補助対象者)及び保守点検業者双方の記名・押印が必要です。

保守点検及び法11条検査の金額を明記してください。

④浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し

【添付する理由】

浄化槽法で定められている清掃の実施予定があることを確認するため。

【留意点】

浄化槽管理者(補助対象者)及び清掃業者双方の記名・押印が必要です。

清掃の金額を明記してください。

⑤設置工事費の領収書の写し

【添付する理由】

浄化槽工事に係る費用を支払ったことを確認するため。

【留意点】

工事請負契約書に記載された金額と同額であるか

浄化槽管理者の氏名、工事施工業者の社判、収入印紙が必要です。

転換の場合、本体設置費、宅内配管工事費、単独処理浄化槽撤去費又はくみ取り撤去費がそれぞれ分かるように区分してください。

⑥ 工事状況を写した写真

【添付する理由】

実際に工事が施工されているか写真上で確認するため。

【留意点】

別紙「実績報告書における工事状況写真マニュアル」をご覧ください。

⑦ その他町長が必要と認める書類

(1) 既製底版(PC:プレキャスト鉄筋コンクリート版含む)の仕様書

【添付する理由】

既製底版に十分な高さがあるか確認するため。

【留意点】

既製底版を使用した場合のみ必要です。

※当町では底版コンクリートに関して、現場打ちと既製品いずれでも構いません。

(2) 浄化槽設置費補助金実績報告書チェックシート

【添付する理由】

申請書類が不備なく揃っているかを補助対象者で確認していただくため。

【留意点】

チェック欄に確認 がある。

申請時に該当しない項目には「/」等の記入がある。

8. 完了検査

実績報告書が添付書類含めて全てそろった段階で、町職員による現地での完了検査を行います。

≪ 検査項目の例 ≫

- ・提出された写真のとおり施工されているか。

- ・放流先への接続はなされているか。
- ・中間検査後の変更はないか。

9. 補助金交付額確定通知書の送付

実績報告書の内容審査及び完了検査により、補助金の交付決定内容及び決定に付した条件に適合すると認めた場合、「補助金交付額確定通知書」を補助対象者へ送付します。

10. 補助金の請求

「補助金交付額確定通知書」が送付された申請者は、請求書をご提出ください。

【必要書類】

- 野木町浄化槽設置費補助金交付請求書(別記様式第7号)
- 補助金交付額確定通知書の写し

【留意点】

- 補助金請求金額は、補助金交付額確定通知書に記載された金額をご記入ください。
- 振込先の金融機関名、預金種目、口座番号、口座名義人は間違いのないようにご記入ください。
- 口座名義人には必ずふりがなをご記入ください。

11. 変更承認申請書の提出

補助金交付決定を受けた後、以下の3つのいずれかに該当する場合には、「変更承認申請書(別記様式第4号)」を提出してください。

補助事業を中止した場合、補助を希望する場合は再度申請書を提出していただきます。

《変更承認申請を必要とする条件》

- ① 申請書の内容から変更する場合
- ② 補助事業を中止する場合
- ③ 補助事業を廃止する場合

【問い合わせ先】

〒329-0195

栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地

野木町役場 町民生活部 生活環境課

TEL 0280-57-4131

FAX 0280-57-3945

Mail seikatukankyou@town.nogi.lg.jp

※役場開庁日の8時30分から17時15分まで